

家庭用品品質表示法 繊維製品品質表示規程及び雑貨工業品品質表示規程の一部を改正する消費者庁告示案について（概要）

令和6年10月11日  
消費者庁表示対策課

## 1. 家庭用品品質表示法の概要

家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号。以下「家表法」という。）は、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図り、一般消費者の利益を保護することを目的とし、その対象となる家庭用品を指定し、当該家庭用品の品質に関する表示の標準となるべき事項を定めることを規定している。

## 2. アクリレート繊維の追加に伴う改正

### (1) 改正趣旨

令和6年4月に「繊維製品の混用率試験方法」に関する日本産業規格（JIS L1030-2（以下「JIS」という。））の改正が行われたことに伴い、家表法第3条第1項の規定に基づき定められた「繊維製品品質表示規程（以下「繊維規程」という。）」のアクリレート繊維の混用率の表示の適正化を図るため、所要の改正を行うものである。

なお、家表法においては、経済産業大臣は、表示の標準となるべき事項が定められる（変更される）ことにより、家庭用品の生産又は流通の改善が図られると認めるときは、内閣総理大臣に対して、当該事項の案を添えて、その策定を要請することができる旨が規定されている（家表法第3条第4項及び第5項）ところ、今般の改正は、経済産業大臣からの要請を受けて行うものである。以下3. も同じ。

### (2) 改正内容

今般のJIS改正により、アクリレート繊維の混用率試験方法が追加されたことを踏まえ、繊維規程別表第三及び別表第六に「アクリレート繊維」を追加し、指定用語として「アクリレート」を用いる。

## 3. クレンザー注意事項の追加に伴う改正

### (1) 改正趣旨

近年、酸性タイプのクレンザー製品が流通していることを踏まえ、家表法第3条第1項の規定に基づき定められた「雑貨工業品品質表示規程（以下「雑貨規程」という。）」のクレンザーに表示すべき事項に関し、注意事項の表示を追加する必要があるため、所要の改正を行うものである。

